

1 事業名

所沢市水道事業給水条例の一部改正

2 事業の概要

水道事業の経営基盤を強化し、将来にわたる事業の安定的な継続を図るため、水道料金及び工事負担金の見直しについて所沢市上下水道事業運営審議会に諮問し、その答申を尊重の上検討した結果、令和 8 年度から水道料金の改定等を行うこととしたため、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

- (1) 基本料金及び従量料金の改定
- (2) 一般用の従量料金において、使用水量 10 m³までの分の区分を 5 m³までの分と 5 m³を超え 10 m³までの分の区分に分ける。
- (3) 浄水場の建設に必要な工事負担金の廃止

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、必要に応じて水道料金等の見直しを行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

所沢市上下水道事業運営審議会における審議

5 関係法令、基本計画との整合性

水道法、地方公営企業法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表
- ・水道料金改定の概要

新

旧

議案第86号 所沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(料金)

第22条 料金は、1箇月について次の表に定める基本料金と従量料金との合計額（以下この条において「料金算定基礎額」という。）に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、第27条の規定により2箇月分の料金をまとめて徴収するときは、各月の料金算定基礎額の合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

用途 メーター口径		基本料金	従量料金	
			使用水量	料金（1立方メートルにつき）
一般用	13ミリメートル	645円	5立方メートルまでの分	5円
	20ミリメートル	880円	5立方メートルを超え10立方メートルまでの分	70円
	25ミリメートル	1,160円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	145円
	30ミリメートル	6,255円		
	40ミリメートル	11,865円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	195円

(料金)

第22条 料金は、1箇月について次の表に定める基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

用途 メーター口径		基本料金	従量料金	
			使用水量	料金（1立方メートルにつき）
一般用	13ミリメートル	240円	10立方メートルまでの分	60円
	20ミリメートル	420円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	110円
	25ミリメートル	580円		
	30ミリメートル	4,170円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	150円
	40ミリメートル	7,910円	30立方メートルを超	

		での分	
50ミリメートル	18,525円	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	250円
75ミリメートル	47,670円	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	320円
100ミリメートル	80,940円	100立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	350円
150ミリメートル	175,545円	1,000立方メートルを超える分	380円
200ミリメートル	372,465円		
公衆浴場用	621円	100立方メートルまでの分	37円
		100立方メートルを超える分	99円
臨時用			380円

(料金の算定)

第23条 料金は、隔月の定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。）に、メーターの点検を行い、その使用水量をもつてその日の属する月分及び前月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

2 略

(工事負担金)

第28条の2 管理者は、住宅団地及び中高層建築物並びに多量の水を

		え50立方メートルまでの分	220円
50ミリメートル	12,350円	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	290円
75ミリメートル	31,780円	100立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	320円
100ミリメートル	53,960円	1,000立方メートルを超える分	350円
150ミリメートル	117,030円		
200ミリメートル	248,310円		
公衆浴場用	500円	100立方メートルまでの分	30円
		100立方メートルを超える分	80円
臨時用			350円

(料金の算定)

第23条 料金は、隔月定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）に、メーターの点検を行い、その使用水量をもつてその日の属する月分及び前月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

2 略

(工事負担金)

第28条の2 管理者は、住宅団地及び中高層建築物並びに多量の水を

必要とする施設の造成主その他の者から給水の申込みがあつたときは、当該申込者から、配水管等の設置に必要な工事負担金を納入させることができる。

- 2 前項に規定する工事負担金の額は、配水管等の設置に要する費用及びこれに付随する費用の合計額とし、管理者が別に定める。

3・4 略

必要とする施設の造成主その他の者から給水の申込みがあつたときは、当該申込者から、浄水場の建設及び配水管等の設置に必要な工事負担金を納入させることができる。

- 2 前項に規定する工事負担金の額は、浄水場の建設及び配水管等の設置に要する費用並びにこれらに付随する費用の合計額とし、管理者が別に定める。

3・4 略

水道料金改定の概要

1 改定の背景

- (1) 県に支払う費用（県水購入単価）の値上げ
- (2) 水需要の減少による料金収入の減少
- (3) 施設の老朽化や物価高騰による費用の増加

2 改定時期及び平均改定率

改定時期：令和8年4月

平均改定率：24.2%

3 料金体系の見直し

一般用料金表

1 箇月当たり（税抜）

料金区分	口径/使用水量	現行	改定後	差額
基本料金	13mm	240 円	645 円	405 円
	20mm	420 円	880 円	460 円
	25mm	580 円	1,160 円	580 円
	30mm	4,170 円	6,255 円	2,085 円
	40mm	7,910 円	11,865 円	3,955 円
	50mm	12,350 円	18,525 円	6,175 円
	75mm	31,780 円	47,670 円	15,890 円
	100mm	53,960 円	80,940 円	26,980 円
	150mm	117,030 円	175,545 円	58,515 円
	200mm	248,310 円	372,465 円	124,155 円
従量料金 (1 m ³ につき)	1 m ³ ～5 m ³	60 円	5 円	-55 円
	6 m ³ ～10 m ³	60 円	70 円	10 円
	11 m ³ ～20 m ³	110 円	145 円	35 円
	21 m ³ ～30 m ³	150 円	195 円	45 円
	31 m ³ ～50 m ³	220 円	250 円	30 円
	51 m ³ ～100 m ³	290 円	320 円	30 円
	101 m ³ ～1,000 m ³	320 円	350 円	30 円
	1,001 m ³ ～	350 円	380 円	30 円

【参考：1 箇月当たりの料金・使用料のモデルケース（上下合算・税込）】

使用水量	現行	改定後	増加額	改定率
口径 13mm で 10 m ³ （1～2 人暮らしを想定）	1,650 円	2,090 円	+440 円	26.7%
口径 20mm で 20 m ³ （3～4 人暮らしを想定）	3,971 円	4,944 円	+973 円	24.5%
口径 20mm で 80 m ³ (一般家庭より使用水量が多い個人経営の飲食店)	28,875 円	32,081 円	+3,206 円	11.1%
口径 50mm で 700 m ³ （住宅型高齢者施設）	381,546 円	411,499 円	+29,953 円	7.9%